

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 16 日現在

機関番号：82628

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530693

研究課題名(和文)国境を越える人の移動に対応した社会保障の在り方に関する研究

研究課題名(英文)Social security systems for persons who move across national borders

研究代表者

松本 勝明(MATSUMOTO, KATSUAKI)

国立社会保障・人口問題研究所・社会保障応用分析研究部・研究員

研究者番号：80272300

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,000,000円

研究成果の概要(和文)：国境を越える人の移動の増加に伴い、それらの人々が適切な社会保障を受けられることが重要となっている。EUやその加盟国では、人の自由移動を確保するために社会保障に関する措置が講じられている。本研究はこれらの措置について検討し、次のことを明らかにした。国境を越えて移動する人が社会保障に関して不利にならないよう各国の制度を調整する仕組みが必要である。また、国境を越えて移動する労働者の賃金と社会保険の適切な適用を確保することが重要である。さらに、他の国民を受け入れる国への過度の財政負担を避ける観点から、国境を越える人の移動と社会給付受給との関係について検討する必要がある。

研究成果の概要(英文)：For increasing persons who move across national borders, it is very important that they can get appropriate social security. The EU and its member countries have taken active measures in the field of the social security system to ensure the free movement of persons. This study investigated these measures and drew the following conclusion. The coordination of national systems is necessary for protecting positions of persons who move across national borders in social security systems. Ensuring the appropriate application of wages and social insurance for workers who move across national borders is important. In addition, it is necessary to examine the relationship between human movement that transcends national borders and the receiving of social benefits in order to avoid excessive financial burden on countries, which accept nationals from other countries.

研究分野：社会科学

キーワード：社会保障 国境を越える人の移動 EU ドイツ

1. 研究開始当初の背景

(1)外国に住み、外国で働く日本人、日本に住み、日本で働く外国人は、国際的な経済環境の変化などに伴い今後ますます増加するものと予想される。

(2)このような人々にとって、生活の安定に欠かせない医療、介護、年金などが受けられるかどうかは重大な問題である。しかし、社会保障制度は基本的に各国がそれぞれの国内制度として定めており、必ずしも各国間での整合性が図られているわけではない。このため、現状のままでは、このような人々は社会保障制度による適切な保障が受けられない恐れがある。

(3)また、社会保障を支える人材についても、経済連携協定に基づき、日本での不足が問題となっている看護師・介護士の外国からの受け入れが進められている。しかし、これらの人々の日本での資格取得などに関しては様々な問題点が指摘されている。

(4)日本は欧米諸国との間で、現地の日系企業に派遣される従業員の年金制度への二重加入を防ぐことを主目的として、社会保障協定の締結を進めてきている。しかし、それだけで、前述のような問題が解決されるわけではなく、国境を越える人の移動に対応した社会保障の在り方を根本的に検討することが急務となっている。

(5)一方、EUでは、域内における人の自由移動を確保するための政策が推進されている。ドイツは、EU加盟国であり、かつ、トルコ等のEU非加盟国からの労働者の受け入れも進めてきた。ドイツは、他国との間でEU規則や二国間協定に基づく社会保障の調整を長年にわたり実施してきている。併せて、国内で不足する医師、看護師などを外国から適切に受け入れるための制度的な対応も行ってきた。このため、ドイツには、国境を越えて移動する人々に生じうる問題やその解決策について豊富な経験・情報並びに学術的・政策的な議論が蓄積されている。

2. 研究の目的

(1)本研究は、日本と外国の間を移動する人々に適切な社会保障を確保するとともに、社会保障を支える人材の外国からの受入れに伴う問題状況を改善することを目的として、まず、ドイツを対象として、国境を越えて移動する人々が直面する問題、それを解決するための他国との調整制度について把握する。併せて、社会保障を支える人材の外国からの受入れに伴う問題、それを解決するための取組みについて把握する。

(2)これらに基づく分析・検討を行うことにより、日本に関して、生じる可能性のある問題点を明らかにし、その解決のための具体的な政策を提示する。

3. 研究の方法

(1)理論的な検討・整理

文献研究を基に、社会保障に関して、国境を越える人の移動に伴い生じうる問題と解決の方向性について理論的な検討・整理を行う。

(2)日本の現状と問題点

日本と外国との間での人の移動、外国人への社会保障の適用などの状況を把握する。また、日本に受け入れられた看護師・介護士の資格取得などに関する問題点を把握する。これらを基に論点となるべき事項を整理する。

(3)ドイツの調査

文献調査及び訪問調査を通じて、ドイツと他国との間を移動する人々の社会保障の調整に関する制度並びに他国から受け入れる医師、看護師、介護士に係る資格の相互承認等に関する制度について把握する。訪問調査の対象は、連邦省庁、大学、専門研究機関などである。

研究協力者を訪問し、ヨーロッパにおける先行研究及び既存データに関する情報収集を行う。

ドイツに関する前記文献調査及び訪問調査により得られた情報を論点に沿って整理・分析する。その結果に基づき、追加的に必要な情報を洗い出し、不足している情報を補うための文献調査及び訪問調査を実施する。

周辺国についても、ドイツの調査結果を補完するための文献調査・訪問調査を実施する。

(4)とりまとめ

検討結果を取りまとめる。この取りまとめの内容については、研究協力者と研究代表者間で議論を行い、それに基づき必要な修正・補足を行う。

以上の検討結果に基づき、日本において、国境を越える人の移動や社会保障を支える人材の受け入れに伴って発生する可能性のある問題点とその解決のための具体的な政策について取りまとめる。

4. 研究成果

(1)社会保障に関する調整の必要性

内部に国境のない域内市場の実現を目指す

す EU では、社会保障に関しても国境を越える人の移動に対応した様々な取り組みが行われている。

各国の社会保障制度において、対象者の範囲や給付要件は基本的に国内に居住し給付を受ける者を前提として定められており、各国間での整合性や連携が図られているわけではない。

このため、国境を越えて移動する人は社会保障に関して不利な状況におかれる可能性がある。

しかし、いずれの国も他の国の社会保障制度について定めることはできない。したがって、国境を越えて移動する人が不利益を受けないようにするためには、EU で行われているように、社会保障に関して各国間での調整を行うための制度を関係国間での合意に基づき構築する必要である。

この調整は各国において異なる社会保障制度が存在することを前提に、国境を越えて移動する人に関して必要な措置を講じるものである。

異なる国の間での社会保障に関する調整が長年にわたり行われてきたドイツなどには、EU 加盟国以外の国との間も含め、調整に関する経験や知識が蓄積されている。

したがって、ドイツなどで行われている調整の考え方や具体的な制度を基礎として、日本と関係国の社会保障制度や人の移動の実態に応じた制度を検討していく必要がある。

さらに、医療・福祉サービスの提供に携わる専門職の自由移動に対する障害を除去するためには、ある国で職業資格を得た者が他の国で当該資格にかかわる職業を行えるようにすることも重要な意味を持つ。

EU では「職業資格の承認に関する指令」を定めており、これに従い、ドイツをはじめ EU 加盟国では専門職にかかる他の加盟国の資格を自国の資格として認める制度が設けられている。

専門職の国境を越える移動を促進するためには、こうした制度が必要になると考えられる。

(2) 社会保険と賃金の適切な適用

労働者の自由移動が促進されることに伴い、所得水準の低い国から高い国に労働者が流入し、最低基準を下回る賃金での就労や社会保険の適用を逃れた就労を行ういわゆる賃金・社会ダンピングが増加することが

懸念される。

その背景には、このような就労であったとしても、所得水準の低い国で正規に働くよりも高い賃金になるという実態がある。

賃金・社会ダンピングにより、労働者が提供した労働に対して本来支払われるべき賃金や適切な社会保障を受けられなくなるだけでなく、法律を順守する事業主が競争上不利になることにより事業主間の公正な競争が損なわれる恐れがある。

賃金・社会ダンピングを効果的に防止するためには、職を失うことを恐れる低賃金労働者からの情報提供を待つのではなく、社会保険の保険者や税務当局などの関係機関が連携して実態を把握することにより、賃金の最低基準の遵守や社会保険料の納付に関する監督を的確に実施できる体制を構築する必要がある。

(3) 人の移動と社会給付の受給

国境を越える人の移動を促進するためには、社会給付の受給について相手国国民とその国の国民を同等に取り扱うことが重要な手段のひとつとなる。

しかし、これによって、稼得活動に従事しない者が社会給付を受ける目的で移動することにより、受入国に不適切な財政負担が生じる可能性がある。

これを避けるためには、例えば、滞在が一定期間を経過するまでは給付の対象としないこと、十分な資力を有することを滞在の条件とすることなどが考えられる。

一方、このために労働者や自営業者も対象に含めた給付の制限が過度に行われることになれば、それによって人の自由な移動に抑制的な効果をもたらされる。

したがって、この問題への対応策の検討に当たっては、給付受給を目的とする移動がもたらす問題だけでなく、国境を越える人の移動がもたらす望ましい効果も併せて勘案する必要があると考えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

松本勝明、国境を越える人の移動に対応した医療制度 EU における取組みと日本への示唆、年報公共政策学、第7号、239-253、2013、査読無

松本勝明、労働者の自由移動と社会保障

EU加盟国の拡大に対応したオーストリアの
取組み、年報公共政策学、第8号、81-95、
2014、査読無

松本勝明、EU市民のEU域内での自由移動
と社会給付の受給 日本への示唆、年報公
共政策学、第9号、239-253、2015、査読有

〔学会発表〕(計3件)

松本勝明、国境を越える人の移動に対応し
た医療制度、社会政策学会、2012年10月14
日、長野大学

松本勝明、EU新規加盟国からの労働者の自
由移動と社会保障 オーストリアの取組み
、社会政策学会、2013年10月13日、大阪
経済大学

松本勝明、国境を越える人の移動と社会給
付の受給、社会政策学会、2014年10月12日、
岡山大学

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松本 勝明 (MATSUMOTO KATSUAKI)

国立社会保障・人口問題研究所・社会保障応
用分析研究部・研究員

研究者番号：80272300

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：